

個人情報の共同利用の取扱いについて

個人情報保護法では、個人情報を特定の者と共同で利用し事業を行う場合には、実施する事業内容等を明確にし、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。よって当組合では、共同利用の内容の公表を、当組合事務所への掲示、ホームページ等への掲載をもって行うことといたします。

◎健康診査結果の事業主との共同利用

1. 個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して健康診査(特定健康診査を含む)及び保健指導(特定保健指導を含む)を実施することが、被保険者及び被扶養者等の健康の保持・増進のために効率的・効果的である為、共同で個人データを利用し、共同で事業を実施します。

2. 共同利用する個人データの項目

被保険者及び被扶養者の記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、資格取得日、資格喪失日、所属事業所、事業所の所在地、健康診査データ、相談・指導内容、所見、雇入時健康診査データ、健康診査の受診医療機関名及び医師名 等

3. 共同利用者の範囲

(当組合) 保健事業担当者、事務長、常務理事
(事業所) 事業主、産業医、グループ保健師

4. 利用目的

被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための健康診査(特定健康診査を含む)と健康診査後の保健指導(特定保健指導を含む)を実施するため

5. データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事
(事業所) 事業主

◎高額医療給付に関する健康保険組合連合会との共同利用

1. 個人データを利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会(以下「健保連」という。)と健保組合が共同で実施している高額医療交付金事業により、高額な医療費が発生した際に、健保組合はその費用の一部の交付を受けます。この交付申請に際し健保組合は、診療報

酬明細書等と交付金交付申請総括明細書を健保連へ提出します。健保連はこれを交付申請の審査・決定並びに高額医療費の分析に利用します。

2. 共同利用する個人データの項目

対象となる診療報酬明細書等(以下レセプトという)、交付申請に使用する「交付金交付申請総括明細書」の記載事項

3. 共同利用者の範囲

(当組合) 高額医療交付金交付事業担当者、事務長、常務理事

(健保連) 組合財政支援グループ担当者、委託業者

4. 利用目的

高額医療給付交付金交付事業の申請、審査、決定のため。高額医療費の分析のため。

5. データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(健保連) 組合財政支援グループ グループマネージャー